

手続の流れ

【猶予を受けるための要件の確認】

① 換価の猶予

町税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、**猶予を受けようとする町税等の納期限から6か月以内の申請により「換価の猶予」**を受けることができます。

② 徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、町税等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により「徴収の猶予」を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した町税等を一時に納付することができないと認められる場合は、その町税等の納期限までに申請することにより、「徴収の猶予」を受けることができます。



【申請書等の作成・提出】

「（徴収・換価）の猶予申請書」に、必要な書類を添付して、収納課に提出します。

なお、収納課職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容について質問したり、帳簿書類を確認させていただくことがあります。

猶予を受けようとする金額が100万円以下 または 猶予期間3月以内	猶予を受けようとする金額が100万円超 かつ 猶予期間3月超
<input type="radio"/> 財産収支状況表	<input type="radio"/> 収支の明細書 <input type="radio"/> 財産目録 <input type="radio"/> 担保関係書類
【徴収の猶予】の場合：猶予該当事実証明書類	

※ 上記の書式は、粕屋町ホームページからダウンロードできます。提出は郵送のほか、eLTAX(エルタックス)で提出できます。



【提出された申請書等の審査】

提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。



【猶予が許可された場合】

猶予が許可された場合は、「許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

【不許可となる場合】

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、「不許可通知」が送付されます。



完納

【猶予の取消し等】

一定の場合（**分納納付計画が守られていない等**）には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがありますので、必ずご相談ください。